

太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）に係る課税標準の特例

太陽光発電設備等（再生可能エネルギー発電設備）については、固定資産税の課税標準に特例が適用される場合があります。なお、取得時期によって特例対象となる資産が異なります。詳細については下記をご覧ください。

平成28年3月31日までに取得された資産について

1、対象設備

経済産業省による固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備（蓄電装置、変電設備、送電設備を含む）のうち機械設備が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ10KW未満）を除きます

2、取得時期

平成24年5月29日から平成28年3月31日まで

3、特例内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減します。

4、根拠法令

- ・ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第18条第6項
- ・ 地方税法附則第15条第33項〔地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）以前のもの〕
- ・ 地方税法施行規則附則第6条第55項〔地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）以前のもの〕

5、提出書類

1. 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定通知書」の写し
2. 電気事業者が発行する「電力受給契約のご案内」の写し

平成28年4月1日から平成30年3月31日までに取得された資産について

1、対象設備

経済産業省の認定を受けていないものであって、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した太陽光発電設備およびこれと同時に設置する架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置

2、取得時期

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

3、特例内容

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分

当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格を3分の2に軽減します。

4、根拠法令

- ・ 地方税法附則第15条第33項
- ・ 地方税法施行規則附則第6条第58項

5、提出書類

1. 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し
2. 「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金確定通知書」の写し
3. 電気事業者が発行する「電力受給契約のご案内」の写し

その他

- ・ 太陽光発電設備用地の評価地目は雑種地となります。
- ・ 売電に係る収入については、確定申告又は市県民税申告が必要となる場合があります。